

令和4年度熊本県社会的養育推進計画進捗状況評価報告書(概要)

1 進捗状況評価の考え方

(1) 計画の進捗状況評価の目的

本県では、子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「熊本県社会的養育推進計画」(対象期間:R2～R11)(以下「計画」という。)に基づき取組みを推進しており、目標達成に向けて、進捗状況評価を行うことを目的として実施する。

(2) 進捗状況評価の方法

計画に記載された施策等に対する取組状況について、4段階評価を行うとともに、今後の取組みの方向性等を整理する。

※4段階評価 目標達成:「★」、前進:「➡」、現状維持:「➡」、後退:「➡」

2 令和4年度進捗状況評価の結果

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組み(意見聴取・アドボカシー)【計画P15～P16】

	具体的取組み	進捗状況
評価策毎の結果	1 子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進 ・児童相談所による児童養護施設及び障がい児施設等への定期的な個別面談を実施 ・児童相談所、施設等における子どもの権利擁護に関する研修の実施 ・こどもの権利ノートの改訂 ・児童養護施設の子どもたちから意見を聴取する「こども会」の開催	➡
	2 子どもの権利擁護、アドボケイトの育成 ・学識経験者やNPO法人トナリビトを講師として招き、施設や里親を対象とした子どもの権利擁護の研修を実施 ・アドボケイトの確保・育成を行うため養成講座を実施	➡
	3 アドボケイト導入に向けての検討 ・令和4年8月から、子どもの権利擁護推進モデル事業を開始し、県一時保護所や児童養護施設(4か所)にアドボケイトを派遣し、子どもの意見表明を支援する取組みを実施	➡
総合的な評価	・児童相談所や児童養護施設等を対象とした研修等を実施し、意識醸成を図った。 ・アドボケイトの養成やアドボケイトの派遣による意見表明支援の取組みをモデル的に実施するなど、子どもの権利擁護の取組みを着実に推進している。	
今後の取組みの方向性	・各種研修の実施による関係者への子どもの権利擁護の意識を高めるとともに、モデル事業対象施設等の拡充を図るなど、さらに子どもの権利擁護の取組みを推進していく。	

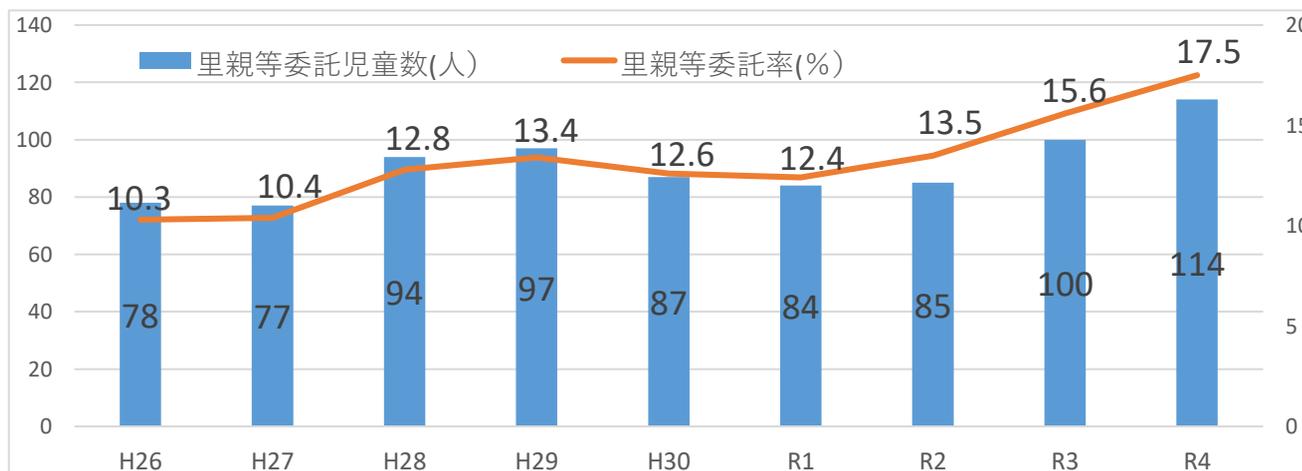
(2) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み【計画P17～P18】

評価結果の 施策毎の	具体的取組み		進捗状況	
	1	子育て世代包括支援センター	(R5.4.1) 44市町村、5区 (R4.4.1) 32市町村、5区	★
	2	市区町村子ども家庭総合支援拠点	(R5.4.1) 40市町村、5区 (R4.4.1) 22市町村、5区	➡
	3	要対協の活性化(調整担当者の配置)	(R5.4.1) 44市町村、5区 (R4.4.1) 44市町村、5区	★
	4	要対協調整担当者研修	令和4年7～8月実施	➡
	5	要対協調整担当フォローアップ研修	令和4年9月実施	➡
	6	児童相談所初任者研修(市町村職員も受講可)	令和4年4月実施	➡
	7	市町村児童福祉主管課長会議	令和4年6月、令和5年1月実施	➡
	8	児童相談所での市町村職員実地研修	令和4年9～12月実施	➡
	9	児童養護施設等での市町村職員の研修(措置児童への理解促進)	令和4年9～12月実施	➡
10	家庭児童相談部門の研修(熊本市)	・調整担当者研修受講者:11名 ・外部研修参加(リモート)2回	➡	
総合的な 評価	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する説明会の開催や個別訪問等により、市町村の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図った。 要対協調整担当者フォローアップ研修の開催や、熊本市における児童虐待対応マニュアルの改訂など、人材育成や専門性の向上を図った。 			
今後の取組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向け、設置が努力義務化されることも家庭センターの設置促進を図る。 			

(3) 里親等への委託の推進に向けた取組み【計画P22～P28】

里親等委託児童数、里親等委託率

項目	年度	実績									目標	
		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R11 (2029)
里親等委託児童数(人)		78	77	94	97	87	84	85	100	114	191	258
里親等委託率(%)		10.3	10.4	12.8	13.4	12.6	12.4	13.5	15.6	17.5	26.9	38.0
里親等委託率前年比		—	+0.1	+2.4	+0.6	-0.8	-0.2	+1.1	+2.1	+1.9		

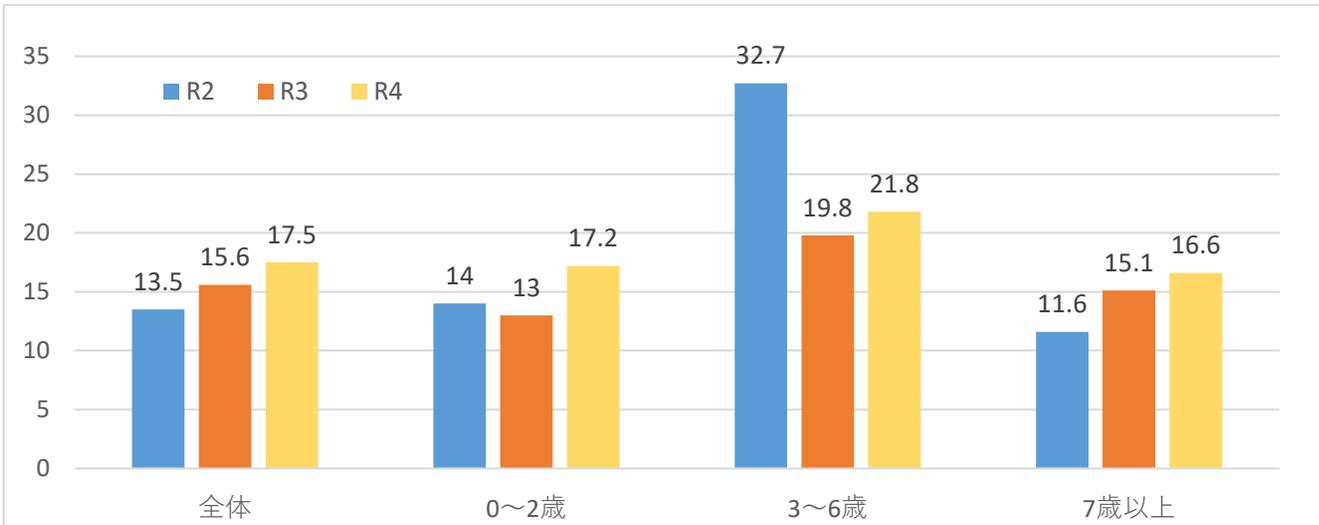


里親等委託率(年齢別)

年度		全体	0～2歳	3～6歳	7歳以上
R2	里親等委託児童数	85人	8人	16人	61人
	施設等措置児童数	546人	49人	33人	464人
	里親等委託率	13.5%	14.0%	32.7%	11.6%
R3	里親等委託児童数	100人	7人	17人	76人
	施設等措置児童数	542人	47人	69人	426人
	里親等委託率	15.6%	13.0%	19.8%	15.1%
R4	里親等委託児童数	114人	10人	22人	82人
	施設等措置児童数	538人	48人	79人	411人
	里親等委託率	17.5%	17.2%	21.8%	16.6%
R6 (目標)	里親等委託児童数	191人	26人	38人	127人
	施設等措置児童数	512人	31人	73人	417人
	里親等委託率	26.9%	45.4%	34.4%	23.4%

※R6の児童数と委託率は整数処理のため整合していない部分があります。

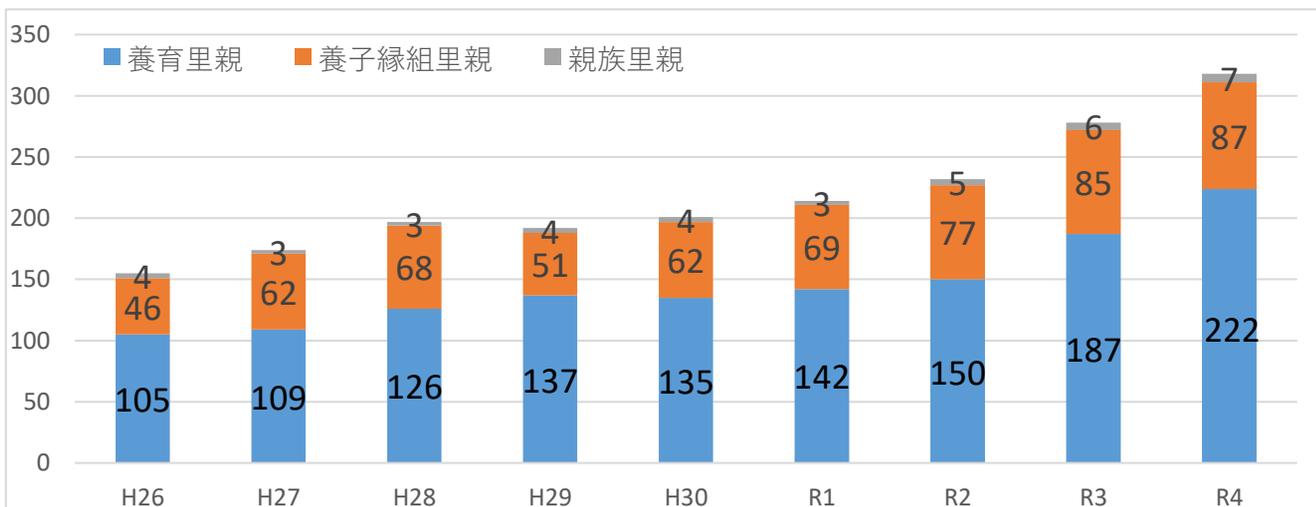
○里親等…里親、ファミリーホーム ○施設等…乳児院、児童養護施設



里親の登録状況

(単位:世帯)

項目	年度	実績								目標		
		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R11 (2029)
里親登録の種別	養育里親	105	109	126	137	135	142	150	187	222	255	344
	専門里親(再掲)	19	18	19	19	20	20	19	16	14	22	30
	養子縁組里親	46	62	68	51	62	69	77	85	87	116	156
	親族里親	4	3	3	4	4	3	5	6	7	7	11
合計		155	174	197	192	201	214	232	278	316	378	511
前年比		-	+19	+23	-5	+9	+13	+18	+46	+38		



		具体的取組み	進捗状況
評価策毎の 結果の	1	熊本モデル・フォスタリング業務体制の構築 ・児相、フォスタリング機関、里親支援専門相談員による定例会において情報を共有するとともに、里親委託等推進委員会を開催し、関係機関における役割分担等を整理 ・障がい等のある児童の里親委託推進のため、障がい児入所施設等と連携を図った	
	2	更なる登録里親の増加 ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員による様々な媒体を活用した広報や強化地域の設定等による積極的なリクルートの実施	
	3	ファミリーホーム設置への支援、新規開設 ・ファミリーホーム設置希望者への説明及び適切な支援を実施し、新規に2ホーム開設	
	4	里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実 ・各フォスタリング機関による研修やサロンを実施するとともに、里親支援専門相談員、児童相談所と連携した里親応援会議を開催 ・新たに発足した熊本県ファミリーホーム協議会による新規開設ファミリーホームへのサポートを実施	
	5	熊本県里親協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホーム支援 ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員、里親協議会が連携し、サロンを開催 ・施設におけるレスパイト・ケア受入れの実施 ・月1回、ファミリーホーム協議会による定例交流会を実施	
総合的な評価		・県内3か所に設置したフォスタリング機関を中心に、里親支援専門相談員、里親協議会、ファミリーホーム協議会、児童相談所が連携した支援を実施した。 ・コロナ禍の中、感染拡大防止対策を講じながらサロンや研修等を開催した。	
今後の取組みの方向性		・関係機関における役割分担を明確化するとともに、レスパイト・ケアの利用促進など各関係機関と連携した更なる里親支援の充実を図る。 ・サロン等への参加者が固定化されつつあり、新たなアプローチ等を検討する必要がある。	

(4) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組み

【計画P29～P30】

		具体的取組み	進捗状況
評価策毎の 結果の	1	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 ・特定妊婦等が安心して生活を行うための居場所の提供による支援を実施 ・3カ所の児童相談所間で特別養子縁組成立後の里親家庭への支援の考え方を整理	
	総合的な評価	・産前・産後母子支援事業に加え、居場所の提供による支援により特定妊婦への支援体制の強化を図った。 ・特別養子縁組成立後の里親家庭において必要な支援が提供できるよう、フォスタリング機関及び里親支援専門相談員による支援体制を構築した。	
今後の取組みの方向性		・特定妊婦に対する相談支援体制を強化するとともに、支援に関する周知を図る。 ・児童相談所と民間あっせん機関との情報共有等について検討する必要がある。	

(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

【計画P31～P36】

具体的取組み		進捗状況
評価結果の 施策毎の	1 施設の小規模かつ地域分散化の推進 ・地域小規模児童養護施設を2カ所開設（広安愛児園、みどり園） ・補助金に関する情報提供や助言を実施	
	2 施設の小規模かつ地域分散化のための人材育成、人材確保 ・児童養護施設等人材確保・育成事業の実施による無資格者雇用時の費用を助成 ・補助金に関する情報提供や助言を実施	
	3 施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進 ・ショートステイ、トワイライトステイ、病児・病後児保育利用者を積極的に受け入れ ・施設の多機能化として令和3年度までにフォスタリング機関、児童家庭支援センター、一時保護専用施設等を開設済み	
	4 高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保 ・職員のライフスタイルの変化に合わせた勤務体制整備や環境づくりを実施 ・児童養護施設等人材確保・育成事業の実施による無資格者雇用時の費用を助成	
	5 児童家庭支援センターの機能拡充 ・令和3年度までに県内8カ所に設置した児童家庭支援センターによる市町村への支援 ・市町村説明会の開催や各種会合等の機会を活用した周知啓発による市町村との連携強化	
	6 フォスタリング機関の設置検討 ・令和3年度までに県内各児童相談所ごとにフォスタリング機関を設置し、里親委託等を推進 ・児童相談所、里親支援専門相談員、里親協議会等の連携を強化	
	7 一時保護専用施設の設置検討 ・令和3年度までに中央児童相談所管内及び八代児童相談所管内において一時保護専用施設（開放型）を設置済み	
	8 児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み ・清水が丘学園について、改築整備基本計画に基づきグランド西側の造成工事に着手	
	9 母子生活支援施設の取組み ・広域入所促進事業等を実施するとともに、次年度実施予定の親子で宿泊しながら相談支援を受けることができる親子入所等支援事業の予算を措置	
総合的な 評価	・地域小規模児童養護施設を2カ所開設した。 ・県内全域で市町村・児童家庭支援センター・児童相談所による三層構造の相談支援体制の更なる強化を図った。	
今後の取組 みの方向性	・施設の高機能化、多機能化を推進するとともに、市町村や児童家庭支援センターの機能の向上を図り、三層構造の相談支援体制の更なる強化を図る。	

(6) 一時保護改革に向けた取組み【計画P37～P38】

		具体的取組み	進捗状況
評価策毎の 結果の	1	一時保護体制の充実 ・令和3年度までに中央児童相談所管内及び八代児童相談所管内において一時保護専用施設(開放型)を設置済	★
	2	一時保護所の環境整備、職員の育成 ・学習指導員を継続的に任用 ・中央、八代児童相談所に加え、熊本市児童相談所においてもグループ療法を試行	➡
	3	子どもの権利擁護のための取組み ・県一時保護所においてアドボケイトの導入をモデル的に実施 ・中央児童相談所、熊本市児童相談所において第三者評価を受審	➡
	4	里親等への一時保護委託の推進 ・里親への一時保護委託を実施 ・里親へ一時保護を説明し、受け入れ可能な里親のリストを作成するとともに、緊急的な一時保護委託に対応できる里親のリストを作成	➡
総合的な 評価		・一時保護所においてアドボケイトの派遣による子どもの意見表明支援をモデル的に開始し、子どもの権利擁護の取組みを推進した。 ・一時保護所内の研修の充実や第三者評価を受審し、質の改善を図った。	
今後の取組みの 方向性		・緊急的な一時保護に対応可能な受け皿を確保するとともに、フォスタリング機関と児童相談所が連携し里親等への研修を行うなど、里親等への一時保護委託を推進する。	

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み【計画P39～P40】

		具体的取組み	進捗状況
評価策毎の 結果の	1	自立援助ホームの運営等の支援 ・自立援助ホーム設置希望者に対する説明や助言を実施し、新規に2施設開設	➡
	2	社会的養護自立支援事業等の実施 ・NPO法人ブリッジフォースマイルと連携して継続支援計画を策定し、退所者への支援を実施 ・施設職員や児童相談所職員を対象とした事業説明会を3回実施	➡
	3	その他の取組み(情報提供等) ・中学生の段階から自立支援に関する制度を周知するため、NPO法人ブリッジフォースマイルと連携し、中高生向けの資料を作成 ・児童相談所の職員が職業指導員連絡会に参加し情報を共有	➡
総合的な 評価		・社会的養護自立支援事業や施設退所児童等自立支援事業を実施するとともに、関係機関と連携し、施設退所者等への継続的な支援を実施した。	
今後の取組みの 方向性		・関係機関との更なる連携強化や対象児童への制度の周知等を実施するなど、自立支援の取組みを推進する。	

(8) 児童相談所の強化等に向けた取組み【計画P41～P43】

		具体的取組み	進捗状況
評価結果の 施策実施	1	職員配置 ・児童福祉司、児童心理司を増員し児童相談所の体制を強化 ・弁護士、医師、保健師、警察官等を配置	
	2	専門性向上、人材育成 ・SV研修等専門の研修を受講 ・熊本市児童相談所において関係機関合同研修等を実施し、研修機会を充実	
	3	組織体制の見直し ・八代児童相談所において、次長職及び総務担当職員を配置するとともに、施設班を配置して、体制を強化	
	4	関係機関(警察、教育、医療機関等)、DV対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携 ・現職警察官の配置による警察との連携や、学校関係者に対する児童相談所の機能や虐待通告に関する理解促進ため、教育機関に短編の動画を提供 ・市町村との連携のため、合同研修や実地研修を実施	
	5	子どもを社会で見守る体制の構築 ・11月に子どもの虐待防止を考えるシンポジウムを開催 ・虐待防止のポスター掲示やリーフレットの配布など啓発活動を実施	
総合的な評価		・児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、現職警察官や警察官OBを配置するなど、児童相談所の体制を強化した。 ・熊本市児童相談所において、配置医師の勤務体制拡充により、処遇方針決定にあたり医学診断を常時活用できる体制を整備した。	
今後の取組みの方向性		・県における常勤弁護士等の配置を検討するとともに、児童相談所と市町村等との連携強化を図るため、研修等により相互の業務や役割の理解を深めていく。	